

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、財政の健全性を判断するための指標(健全化判断比率)と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)を公表することとされています。

また、この各指標が一定の基準以上になった場合は、財政の早期健全化や財政の再生を図るための計画作成等が必要になります。

健全化判断比率

全ての指標について、早期健全化基準を下まわっています。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
相模原市	赤字は無い	赤字は無い	2.7%	14.2%
早期健全化基準	11.25%	16.25%	25%	400%
財政再生基準	20%	30%	35%	

早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合、財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定・公表をしなければなりません。

財政再生基準とは

実質赤字比率、連結実質赤字比率または実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生団体となり、財政再生計画の策定・公表をしなければなりません。また、地方債の発行が制限されます。

詳細は次ページ以降をご覧ください。

○ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

対象となる会計		実質収支額
一般会計		24,729,202
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計		0
公共用地先行取得事業特別会計		0
公債管理特別会計		0
麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計		6
実質収支額 計		24,729,208
一般会計等の実質赤字額 a		赤字は無い
標準財政規模 b		185,703,850
実質赤字比率 a / b		1 —

1 実質収支が黒字となり実質赤字額が生じないため、実質赤字比率は算定されません。

○ 連結実質赤字比率

全会計(財産区特別会計を除く)を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

対象となる会計	実質収支額
一般会計	24,729,202
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0
公共用地先行取得事業特別会計	0
公債管理特別会計	0
麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計	6
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	366,211
国民健康保険事業特別会計(直営診療勘定)	6,289
自動車駐車場事業特別会計	39,489
介護保険事業特別会計	1,580,495
後期高齢者医療事業特別会計	247,132
実質収支額 計	26,968,824

対象となる会計	資金不足・剰余額
簡易水道事業会計	150,613
下水道事業会計	5,145,238
資金不足・剰余額 計	5,295,851
連結実質収支額	+
連結実質赤字額	a
標準財政規模	b
連結実質赤字比率	a / b

2 連結実質収支が黒字となり連結実質赤字額が生じないため、連結実質赤字比率は算定されません。

実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、算定初年度(平成19年度決算)から、全会計で赤字は発生していません。

○ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率 (3 か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位:千円)

決算年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
	地方債の元利償還金	22,802,339	22,905,794	22,602,977
	準元利償還金	8,340,052	8,444,883	8,237,459
元利償還金・準元利償還金 計 a		31,142,391	31,350,677	30,840,436
特定財源 b		8,915,828	9,116,039	8,505,982
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 c		17,650,953	18,012,856	17,834,485
標準財政規模 d		185,703,850	175,892,022	172,010,103
実質公債費比率(単年度) $\frac{a-(b+c)}{d-c}$		2.7%	2.7%	2.9%
実質公債費比率(3 か年平均)		2.7%	2.6%	2.7%

準元利償還金とは

公営企業債の償還に充当された一般会計等からの繰出金や、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等。

実質公債費比率は、前年度と比べると0.1ポイント増加の2.7%となっています。

これは、令和3年度において、実質公債費比率を構成する分母のうち標準財政規模が普通交付税の再算定及び臨時財政対策債発行可能額の増額等により増加し、分子も元利償還金等から控除する基準財政需要額算入額の減額等により増加し、分母分子ともにほぼ同率にて増加しましたが、3か年平均をしたところ、前年度を上回ったものです。

○ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位:千円)

決算年度		令和3年度	令和2年度	増減
	地方債の現在高	291,630,511	290,403,942	1,226,569
	債務負担行為に基づく支出予定額	15,080,551	17,190,636	▲2,110,085
	公営企業債等繰入見込額	37,279,883	38,251,112	▲971,229
	組合負担等見込額	0	0	0
	退職手当負担見込額	42,113,782	41,835,789	277,993
	設立法人の負債額等負担見込額	405,111	1,063,145	▲658,034
	連結実質赤字額	0	0	0
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
将来負担額 計 a		386,509,838	388,744,624	▲2,234,786
	充当可能基金額	49,115,409	40,440,073	8,675,336
	特定財源見込額	61,770,316	64,533,675	▲2,763,359
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	251,678,220	246,021,399	5,656,821
充当可能財源等 計 b		362,563,945	350,995,147	11,568,798
標準財政規模 c		185,703,850	175,892,022	9,811,828
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d		17,650,953	18,012,856	▲361,903
将来負担比率 $\frac{a-b}{c-d}$		14.2%	23.9%	▲9.7

将来負担比率は、前年度と比べると9.7ポイント低下の14.2%となっています。

これは、将来負担比率を構成する分母のうち標準財政規模が増加した一方で、分子も財政調整基金等の充当可能基金現在高の増加や、基準財政需要額算入見込額の増加等により、分子全体が減少したことによるものです。

資金不足比率

公営企業を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

対象となる会計	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業会計	資金不足は無い	20%
下水道事業会計	資金不足は無い	

経営健全化基準とは

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化団体となり、基準以上となった公営企業ごとに、経営健全化計画の策定・公表をしなければなりません。

算定初年度(平成19年度決算)から、全ての公営企業において、資金不足は生じていません。